

農業用施設災害復旧事業（継続）

【6, 186（5, 764）百万円】

対策のポイント

災害により被災した、農業用施設の災害復旧を実施します。

（災害を巡る現状）

- ・ 我が国は、国土の自然的、地理的条件から、暴風、洪水、高潮、地震等の災害をきわめて受けやすい状況下であり、毎年多くの災害が発生しています。
- ・ 災害復旧事業については、農業の維持と農業経営の安定を図り、さらには国土の保全並びに農村地域の安全性の向上を図るため、早期復旧が求められています。

政策目標

適切かつ速やかな災害復旧の実施

<内容>

農業用施設（ダム、ため池、頭首工、用・排水機場、水路、農道、橋梁、農地保全施設等）の災害復旧を実施します。

<事業実施主体等>

1. 事業実施主体 都道府県、市町村、土地改良区等
2. 基本補助率 内地・北海道・離島・奄美：65/100、沖縄：80/100

但し、農家1戸当たりの事業費により補助率の嵩上げ制度あり。
また、激甚災害に指定された場合、激甚法による補助率の嵩上げ制度あり。

3. 事業実施期間 昭和25年度～

【担当】 農村振興局防災課

木下・山本（03）6744-2211（直）